



令和4年7月11日

こども健全育成課

市政記者各位

ユースサポートhub を8月23日（火）に開設します

福岡市では、不登校やひきこもり等、社会生活を営む上で困難を抱えている若者を支援するための相談機関を開設します。

当事者やその家族、支援機関などからの相談を受け付け、公認心理師や社会福祉士等の専門相談員が行政機関や民間団体と連携してサポート方法を一緒に考え、最適な支援先へつなぎます。電話相談もお受けしますので、まずはご相談ください。

記

【概要】

- 1 名称 若者総合相談センター「**ユースサポートhub**」
- 2 開設場所 福岡市中央区六本松2丁目2番5号 Storefront 402号室
(地下鉄六本松駅から徒歩5分。駐車場や駐輪場はございませんので、近隣の民間駐車場をご利用ください。)
- 3 対象者 市内在住の概ね15歳～39歳までの方、そのご家族など
- 4 相談方法 電話相談 または 来所相談 (いずれも要予約、相談無料)
- 5 受付日時 火曜日～土曜日 10:00～18:00
(日、月、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休業)
- 6 相談内容 不登校、ひきこもり、就職不安、生活困窮、発達障害、非行 等

【今後のスケジュール】

○ホームページの開設

8月上旬頃開設予定です。予約方法や予約開始日などについてご案内いたします。

○記者向けの内覧会

8月22日（月）に**ユースサポートhub**の記者向け内覧会を開催予定です。詳細については、8月上旬頃にご案内いたします。

【問い合わせ先】

こども未来局こども健全育成課
萱嶋（かやしま）、佐藤 TEL：092-711-4008



(参考)

ユースサポート hub 相談・支援の流れ

早期把握

ニーズや課題に応じたサポート



若者(概ね 15 歳～39 歳)、保護者 など



学校に行けない
仕事が続かない
親とうまくいかない
孤独で寂しい
金銭的に困っている

支援機関など

行政機関、民間団体、
医療機関など

学校など

中学校、高校
(教員、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー 等)

子どもが
ひきこもり
仕事が決まらない
ゲームばかり
将来が心配

新設

ユースサポート hub



公認心理師、社会福祉士等の資格を持った専門相談員

面談・電話相談にて状況を把握



個別の支援

若者や家族に対する相談助言

若者や家族への心理的サポート

行政機関の紹介

支援機関や学校などへの助言

行政機関や民間団体等へつなぐ支援
(必要な場合、同意に基づき情報共有)

若者支援地域協議会・
若者支援団体ネットワークとの連携

適切なサポート方法を検討
支援先とユースサポート hub で連携支援

ハローワーク

教育機関

NPO 法人等

区役所

矯正更生機関

居場所

福祉機関

医療機関

社会福祉協議会

～福岡市若者支援地域協議会～

子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を実施するために、令和4年4月1日に設置。若者支援を行う国、県、市の公的機関等で構成。

～福岡市若者支援団体ネットワーク～

福岡市内で若者の支援を行う民間団体が、それぞれの得意分野を活かして連携した支援を行うために、令和4年4月1日に設置。令和4年6月末現在、NPO法人等28団体が参加。

適切な機関による継続的なサポート

状況に応じ支援内容を調整



社会参加、社会的・職業的自立へ

